

「山口市地域福祉計画・山口市地域福祉活動計画(案)」に対する 御意見及びこれに対する市の考え方

1. 募集期間 令和5年2月14日(火)～令和5年3月16日(木)

2. 意見提出者 2名

意見者	意見の要旨	意見に対する市の考え方
意見者1	<p>① 民生委員・児童委員、福祉員制度について、次のとおり提案します。</p> <p>ア. ボランティアではなく、専門職で任用する。(報酬制度の導入)</p> <p>イ. 地域包括支援センターに所属(非常勤)させて、派遣により活動してもらう。</p> <p>ウ. 町内会会員に限定せず、有資格者・実務経験者を広く募集する。</p> <p>② 民生委員・児童委員、福祉員、自治会長の三者連携について、次のとおり提案します。</p> <p>ア. 自治会活動にきちんと位置付けて(自治会活動の手引きに記して)、関係者に連携のガイドラインを示す。</p> <p>イ. ガイドラインの内容を徹底するための研修会・学習会を開催する。</p> <p>ウ. ガイドライン研修を修了した者同士で、相互研修会(情報交換会)を定期的に開催する。</p>	<p>① 「民生委員・児童委員」は、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の公務員で、「児童委員」は、児童福祉法により民生委員が兼ねることになっており、民生委員法に基づき、「民生委員には給与は支給しないもの」と規定され、ボランティアで活動しています。「福祉員」については、市社会福祉協議会及び地区社会協議会から委嘱され、「民生委員・児童委員」と連携しながら、地域ボランティアとして活動しています。このようなことから、御提案のア、イについては難しいものと考えております。</p> <p>民生委員・児童委員、福祉員の扱い手不足解消のため、御提案のウについては、意見として参考にいたします。</p> <p>② 地域福祉の推進に当たり、民生委員・児童委員、福祉員、自治会長の三者の連携は、重要と認識しております。御提案の内容については、意見として参考にいたします。</p>

	<p>③ 「地域交流の場づくり」や「地域の支え合い活動の推進」では、「住民、地域の役割」において、主体という意識を涵養し、自主的な活動を継続するには、それなりのインセンティブのある公的な仕組みが必要と考えるが、実際にそうなっていない。住民各人の意識改革は、行政や公的な福祉関係団体等が協力にリードしないと自然発生的に行われることはない。地域の主体性には期待ができないので、行政や公的福祉団体等が単なる連携や啓発だけではなく、リーダーシップを発揮して、強力に牽引していく必要があると考える。</p>	<p>③ 地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに、安心して暮らせるよう、「住民、地域」、社会福祉法人やNPO法人など「関係機関・団体等」、「市社会福祉協議会」や「行政」それぞれが主体性を持ち、地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。</p> <p>御指摘の内容は意見として参考にさせていただき、それぞれの活動主体が協力連携しながら、本計画を着実に推進していくことで、地域における生活課題を解決する地域力を高めてまいりたいと考えております。</p>
意見者2	<p>① p59「子どもたちにあたたかい繋がりを！「子ども食堂(地域食堂)との連携」」の活動紹介の内容について、全てのこども食堂が、無料学習支援や食事提供を行っているような意味にとらわれかねない。</p> <p>② 用語説明に「こども食堂」を加えてはどうか。</p>	<p>① p59「子どもたちにあたたかい繋がりを！「子ども食堂(地域食堂)との連携」」の活動紹介について、こども食堂の実情にあわせた活動紹介に修正させていただきます。</p> <p>② 用語説明に追加します。</p>